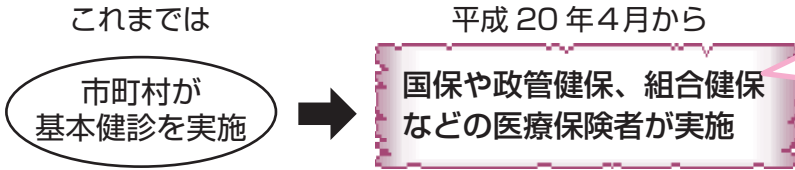


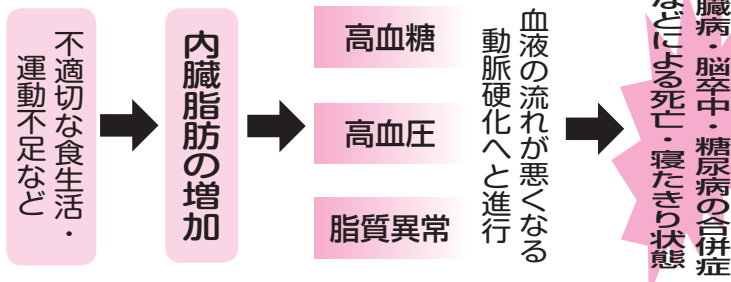
～平成20年4月から新しい健診制度が始まります～

「新しい健診とは？」



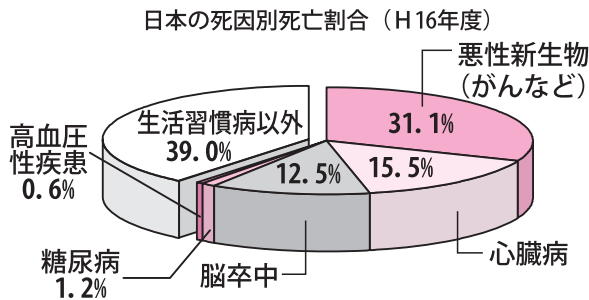
40歳から74歳までの方を対象に行います。健診はメタボリックシンドロームに着目して行われ、必要のある方には改善に向けた保健指導を行います。

「メタボリックシンドロームって？」



『メタボリックシンドローム』とは、内臓のまわりに脂肪のついた内臓脂肪型肥満に高血糖、高血圧、脂質異常など生活習慣病のリスクが重なっている状態のことをいいます。

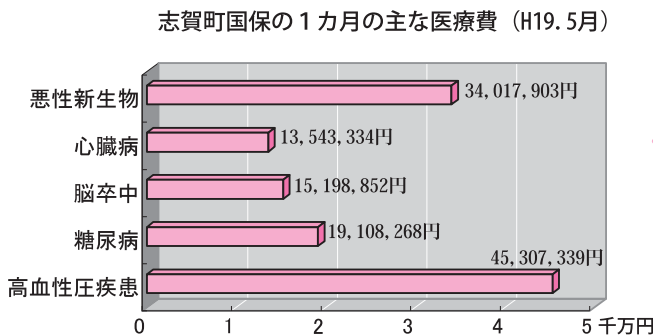
「増え続ける生活習慣病から命を守るには？」



※死亡原因の約6割は生活習慣病です。

一般的に生活習慣病とは、日常生活のなかで行われる習慣によって引き起こされる病気のことをいいます。進行するまで自覚症状が現れにくいいため放置されがちです。この機会に生活習慣を見直し、早期発見・適切な治療を心がけましょう。

「増え続ける医療費をおさえるには？」



※1カ月の志賀町国保の医療費は約3億7千万円です。

皆さんが窓口負担する医療費は1割から3割分で、残りは加入者からの保険税等で補われています。このように加入者全員が助け合って医療制度を支えています。国民医療費のうち1/3は生活習慣病といわれています。メタボリックシンドロームを見つけて改善することは、医療費抑制にもつながります。

〈メタボリックシンドロームの診断基準〉

- ①腹囲（へそ周り）が男性で85cm・女性で90cm以上
 - ②高血糖…空腹時の血糖値が110mg/dl以上
 - ③高血圧…収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上
 - ④脂質異常…中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロールが40mg/dl未満
- ※①に加えて、②～④の2項目以上に該当する場合

- ・食べ過ぎに注意し、よく噛む！
- ・塩分・油分・糖分を控える！
- ・禁煙し、アルコールはほどほどに！
- ・体を動かす習慣を！
- ・気分転換を行い、ストレス解消！

つづきは次号の『しか広報』でお知らせします。

住民課国民健康保険係

～ 70歳から74歳までの方の窓口負担について～

世帯の所得状況により窓口負担が1割の方と3割の方がいます。

窓口負担1割の方は平成20年4月1日から2割負担になる予定でした。



制度改正の見直しにより1年間、据え置きになりました。



そこで・・・

現在1割負担の方には、3月下旬に新しい受給者証が届きます！

老人保健適用者以外で70歳から74歳までの方に交付されます。

毎年、所得の見直しを行うため8月1日に受給者証が更新されます。

4月から、65歳以上の退職者医療制度は廃止になります。そのため「67」の表示がある方には、3月下旬に新しい受給者証が届きます。

国民年金

～国民年金保険料の納付が困難な方へ～

① 全額免除・一部納付

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付となります。

※ () 内の金額は、収入のうちすべてが給与所得であった場合の収入額のめやすです。
※ 4人世帯の子供は、16歳未満をいいます。

◆世帯構成別の所得(収入)の「めやす」【単位:万円】

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
4人世帯 (夫婦、子供2人)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみ)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

② 若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

実は!

納付・全額免除・一部納付と未納では、こんなに違う!

		全額納付	① 全額免除・一部納付	② 若年者納付猶予 ③ 学生納付特例	未納の場合
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額の計	○ 加入されます	○ 免除の区分に応じて1/3から5/6が加入されます	× 加入されません	× 加入されません

※ 免除等を受けている期間は、10年までさかのぼって追納することが可能ですが、未納の場合は、2年を超えると時効により納付することができなくなります。

※ 一部納付については、一部保険料を納付していることが必要です。納付がなければ未納となります。

年金に関するお問い合わせは、七尾社会保険事務所 0767-53-6511 又は住民課国保年金係 32-9121 まで

75歳以上の方の医療制度が変わります

平成20年4月1日から 後期高齢者医療制度が 始まります

後期高齢者医療制度とは、現行の老人保健制度に代わる新たな制度で、運営主体は、都道府県単位の市区町村全てが加入する「広域連合」が行うこととなり、石川県では、「石川県後期高齢者医療広域連合」が行います。

なお、保険料の決定や資格の管理・医療の給付は広域連合で行い、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務は市町が行います。

平成20年3月まで

75歳以上	老人保健受給者	国民健康保険 被保険者
		被用者保険 被保険者・被扶養者



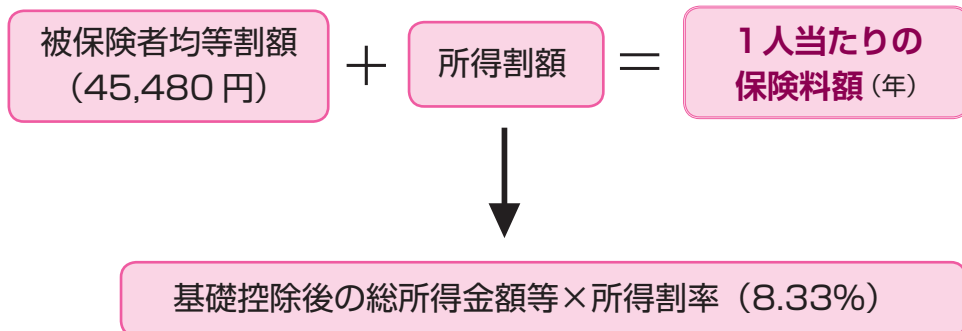
平成20年4月から

75歳以上	後期高齢者医療制度 被保険者
-------	-------------------

これまで75歳以上の方（65歳以上で寝たきり等の一定の障害がある方）は、国民健康保険や被用者保険の医療保険に加入し「老人保健制度」による医療を受けていました。平成20年4月1日より、現在加入中の国民健康保険や被用者保険からはずれて、新たに「後期高齢者医療制度」に加入（移行）して医療を受けることとなります。

- **対象となる方**（被保険者）
- ① 75歳以上の方
 - ② 65歳以上75歳未満の方で寝たきりなど一定の障害がある方
- **対象となるとき**
- ① 75歳の誕生日から
 - ② 65歳以上75歳未満の方が広域連合で寝たきり等の一定の障害があると認定を受けた日から

〈保険料の算定方法〉



(1) **保険料の算定**

1人当たりの保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。
(賦課限度額50万円)

(2) 保険料の軽減

所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料の被保険者均等割額を7割、5割又は2割を軽減する措置があります。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

被用者保険の被扶養者として、保険料を負担してこなかった方については、激変緩和の観点から後期高齢者医療制度加入時より2年間、保険料の被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

軽減措置該当者

- ①制度施行日の前日（平成20年3月31日）に被用者保険の被扶養者だった方
- ②制度施行後、75歳になって資格を得た日の前日に被用者保険の被扶養者だった方

さらに、平成20年度に限り

平成20年4月～9月

保険料は課せられません

平成20年10月～平成21年3月

被保険者均等割額が9割軽減の保険料となります。

(3) 保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引き（特別徴収）されます。

ただし、介護保険料と合わせた額が、年金の2分の1を超える場合は、自主納付・口座振替等で納めていただきます。

(4) 保険料を滞納した場合

災害など特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者証よりも有効期限の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。また、滞納が1年以上続いた場合、被保険者証を返還していただき、代わりに「資格証明書」を交付します。この場合、医療機関の窓口では、いったん医療費の全額（10割）を支払っていただき、その後申請により保険給付費相当額の支給を受けることとなります。

後期高齢者医療フォーラム・地区説明会開催のお知らせ

◇高齢者医療制度について理解を深めませんか？◇

石川県後期高齢者医療広域連合・石川県内全市町が共催で、以下の日程により後期高齢者医療フォーラム・能登中央地区説明会を開催します。参加費・申し込みは不要です。

後期高齢者フォーラム

開催日時：平成20年1月18日（金）

13:00～16:00

場 所：石川県地場産業振興センター（金沢市）

能登中央地区説明会

開催日時：平成20年2月6日（水）

14:00～15:30

場 所：生涯学習センターラピア鹿島（中能登町）

【お問い合わせ先】

志賀町役場住民課 国保・年金係

Tel 0767-32-9121（直通）

石川県後期高齢者医療広域連合

Tel 076-223-0140（代表）